

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「継続的な企業価値の向上」を経営の最重要事項といたしております。その実現のためには社会から信頼を得られる経営の環境整備が必要であり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な課題と位置付け、意思決定の迅速化、経営の妥当性の監督機能強化、企業倫理に根ざした企業活動の透明性の確保などに取り組んでおります。株主ならびに投資家の皆様に対しましては経営の透明性、フェア・ディスクロージャーの観点から、適切かつ迅速な情報開示を実施するよう努めております。今後もさらに積極的な情報開示を進め、ステークホルダーの皆様との十分なコミュニケーションを図ってまいります。

当社は、取締役の業務執行に対する監督機能の一層の強化と経営の透明性・公平性を高めるため、3名の社外取締役を選任しております。当社は監査役会設置会社であり、社外監査役3名を含む監査役会は、監査・監督機能を十分に発揮して、取締役会の意思決定にかかる透明性の確保に努めるとともに、取締役会や経営会議など重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、グループ会社の調査など多面的な監査を行っております。

また、企業の社会的責任(CSR)を自覚し、キョーリン製薬グループ各社にコンプライアンス推進・リスク管理担当者を置くとともに「コンプライアンス委員会」と「リスク管理委員会」がグループ全体のコンプライアンス及びリスク管理の対応を統括・推進する体制を構築しており、グループ会社ごとのガイドラインを策定した上でグループ全体の相談・通報体制を整えております。なお関係会社の管理にあたっては「関係会社管理規程」を制定し、その経営等は自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う指導体制とし、また社内監査部門は「内部監査規程」に基づき関係会社の監査を実施し、監査結果に応じて統括部署が指示、勧告または適切な指導を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードに制定されている原則について、すべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4)

新薬開発には常に不確実性というリスクと長期の開発期間を要し、多額投資が必要であることを勘案しますと、そのリスク分散と研究開発促進の観点から、長期的なパートナーの存在が不可欠と考えます。

政策保有株式は、パートナー相互の信頼関係を醸成し、取引・技術提携等を円滑にする目的で保有するものであり、当該投資先企業の状況についてはモニタリングを行いながら、定期的に取締役会に報告し、当社の持続成長や企業価値向上等の観点から保有の適否を検証しています。保有意義に乏しいと判断した株式については、随時、投資先企業と対話を行ったうえで縮減を図っていますが、2019年度は、保有株式の売却はありませんでした。

議決権行使については、当社の利益に資することを前提として、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資することを基準と考えます。また、議案内容を精査したうえで、当該議案が株主利益を著しく損ねる内容である場合は、肯定的な判断を行いません。

(原則1-7)

役員、従業員等の当社関係者がその立場を濫用して当社や株主共同の利益を害することを防止するため、当社は「コンプライアンス・ガイドライン」を制定しています。特に、役員に関しては、取締役会規則、役員規程等により関連当事者間取引の禁止を定めるとともに、監査役により取締役の義務違反について監視が行われています。また、コンプライアンス研修等を通じて、これを役員、従業員等に周知徹底しており、監査役とコンプライアンス委員会が連携の上で、問題の有無等の把握に努めています。

当社と主要株主との取引の有無およびその内容については、取締役会において適切に検討・監督するとともに、監査役は定期的な監査対象事項として監査しています。

なお、取締役会は、当社や株主の利益に反する行為を行うことを防止するため、取締役による自己取引および利益相反取引については当社取締役会の承認を必要とすることを規定し、当該取引の重要な事実については、適宜、取締役会に報告することとしています。

(原則2-6)

当社は、企業年金基金内に運用に当たる適切な資質を持った人材を登用・配置し、資産運用管理の専門家としての知識の習得、知識水準の維持・向上を支援すること等によって育成を図り、運用基本方針の策定、適切なリスク管理、適切な運用委託先の管理等を行っております。

また、企業年金基金の理事長および理事3名で構成される基金運営委員会を設置し、運用基本方針に基づき、四半期ごとに運用報告会を実施するとともに、投資先や運用委託先の主要人材、運用体制、資本関係等の重要事項変更の有無等についても継続的にモニタリングを実施することによって、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反の管理を行っております。

(原則3-1)

(1) 会社の意思決定の透明性・公正性の確保、実効的なコーポレートガバナンスの実現の観点から、当社は、経営理念、経営戦略、経営計画、コーポレートガバナンスに関する基本方針等を有価証券報告書、自社HP、アニュアルレポート等において、適時・適切に開示しています。

また、経営理念・戦略、コーポレートガバナンス基本方針等はアニュアルレポート等において英訳開示しており、引き続き、開示範囲の拡大と充実を図っていきます。

(2) 本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に記載しています。

(3) 当社グループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を發揮する対価として及びインセンティブとして機能することを目的に、「基本報酬」と「株式報酬」の2つの項目で構成します。ただし、社外取締役及び監査役については独立した立場で経営の監督、監視を

行う役割を担うことから、毎年の業績とは連動しない報酬のみとします。

当社は、役員の報酬および指名の透明性の向上のため、独立社外取締役を主要メンバーとする任意の「報酬・指名に関する委員会」を設置しています。

取締役の報酬制度及び基本方針については、「報酬・指名に関する委員会」(任意)において、業界水準や会社業績等に照らし、あらかじめその妥当性について討議した上で、取締役会が決定することとしています。

(4)取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、国籍や性別を問うことなく、広く人格・見識に優れ、法令・企業倫理を遵守する意識が高い適任者を候補者として選定する方針です。また、法令・定款その他の規定違反により当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせた場合や、病気・事故等により職務執行に著しい支障が生じた、選任要件を欠くことが明らかになった等の場合、解任することがあります。

取締役および監査役の選解任を行うに当たっては、「報酬・指名に関する委員会」(任意)が、選解任候補者の役割に対する資質の適性や業績・成果等を総合的に検証し、あらかじめその妥当性について討議したうえで、取締役会が決定します。

(5)取締役・監査役の選任を行う場合、候補者個々の指名理由を株主総会参考書類等に都度開示しています。解任を行う場合も、解任理由を株主総会参考書類その他適切な方法で開示します。

(補充原則4 - 1 - 1)

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む計11名で構成され、原則として毎月1回定期開催し、法定事項の決議、重要な経営方針や戦略の策定及び決定、業務執行の監督等を行っています。

当社では、通常の業務執行を担う代表取締役や業務担当取締役のほか、特定の分野においては、必要に応じて執行役員を置いて積極的に権限委譲することで、取締役会の指揮監督の下、迅速な意思決定と業務執行の責任の明確化を可能にする体制作りを行っています。

なお、取締役会付議基準は、取締役会規則に規定されています。

(原則4 - 9)

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を定め、社外取締役(その候補者も含む)がその項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

当社は、当社の独立性判断基準を踏まえ、現在3名の社外取締役を独立取締役として株式会社東京証券取引所に届け出しています。

(補充原則4 - 11 - 1)

当社は国籍や性別を問うことなく、広く人格・見識に優れ、法令・企業倫理を遵守する意識が高い適任者を取締役・監査役候補者として選任しております。

当社グループの実態を鑑み、取締役会は、研究関係・生産関係・営業関係・経営企画関係・総務人事関係等それぞれの知識・経験・能力に優れた者を、また監査役会は財務・会計・法務に関する十分な知見を有する者を、バランスよく構成しています。多様性の観点から、女性の取締役も1名選任しております。

取締役会全体としての実効性については、客観性を考慮して独立役員による定期的な評価を実施し、取締役会の運営や審議内容、社外役員への支援体制等の改善を通じて、適切にその機能の向上を図っていきます。

(補充原則4 - 11 - 2)

取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、株主総会参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類において毎年開示を行なっています。また、取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合でも、その数は合理的な範囲であり、社内外役員の出席率は高い水準を維持しています。

(補充原則4 - 11 - 3)

取締役会全体としての実効性については、客観性を考慮して独立役員による定期的な評価を実施し、取締役会の運営や審議内容、社外役員への支援体制等の改善を通じて、適切にその機能の向上を図っていきます。

これまで、社外役員への当社の事業活動についての説明会や視察、業務執行報告や個別の議案に関する補足説明、資料の事前送付等の取組みを推進することにより、取締役会の実効性は相応に確保されていると評価しています。

また、取締役会の年間スケジュールを事前に示し、早期の内にスケジュール化してもらうため、社内外役員の出席率は高くなっています。

(補充原則4 - 14 - 2)

取締役・監査役を対象とした研修会等は、取締役・監査役からの要望も踏まえ、就任時を含め必要の都度、企画・実施しています。

新任の社外取締役・社外監査役については、会社概要、企業理念、経営状況、コーポレートガバナンスに関する事項および各種役員関連規程等の説明を実施しています。さらに就任後は、当社への理解を深めることを目的に、当社の事業活動、医薬品業界の動向、当社の経営環境等についての説明会や視察等を実施しています。

(原則5 - 1)

当社は、会社情報の開示に対する基本方針として、IR担当者に加え、グループ経営企画統轄部担当取締役が面談等の対応を行なっています。また、投資家向け説明会等も実施しています。株主との対話において得た意見等は定期的に経営トップ及びグループ経営企画統轄部担当取締役に報告し、必要に応じて経営会議で説明を行うなど、適時・適切に経営陣に対してフィードバックを行っています。なお、IR・経営企画・総務・経理財務・法務の各部門との情報交換を行い有機的な連携を図っています。

また、情報開示及びインサイダー取引防止に関する規程を定め、情報開示は公平に行い、特定の者に選別的な開示は行わないこと及びインサイダー情報の守秘義務を徹底するため役員・従業員に対して、定期的な教育を実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)マイカム	4,843,384	8.32
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	3,491,700	6.00
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	3,379,500	5.81
(株)バンリーナ	1,950,000	3.35
(株)アーチャンス	1,950,000	3.35

キョーリン製薬グループ持株会	1,888,812	3.24
荻原 豊	1,867,580	3.21
荻原 万里子	1,760,477	3.02
科研製薬(株)	1,602,400	2.75
荻原 明	1,594,820	2.74

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鹿内 徳行	弁護士													
重松 健	他の会社の出身者													
渡邉 弘美	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鹿内 徳行			鹿内徳行氏は、弁護士として企業法務に精通し、大学理事等の要職を務める等、その高度な専門性と豊富な経験を生かして、当社及びグループ会社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待し選任しております。
重松 健			重松 健氏は、当社と利害関係のない他社の役員を歴任しており、経営に関する豊富な経験を通じて培った幅広い見識を生かして、当社及びグループ会社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待し選任しております。

渡邊 弘美		渡邊弘美氏は、医師としての豊富な臨床・研究経験や看護教育で培った医療現場における幅広い見識、社会貢献活動への参加などの豊富な経験を有しており、当社及びグループ会社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待し選任しております。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	報酬・指名に関する委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬・指名に関する委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、独立社外取締役3名、代表取締役社長、人事担当取締役で構成される任意の「報酬・指名に関する委員会」を設置しています。取締役の報酬・指名に関する基本方針、取締役の報酬制度および取締役の選定基準等については、あらかじめその妥当性について討議した上で、取締役会が決定することとしています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
定例の監査報告会のほか、グループ会社の決算時の工場棚卸監査時同行、または事業所監査等に立ち会う機会を利用し、情報交換を行っています。

監査役と内部監査部門の連携状況
監査室の年度計画策定時の意見交換、監査の事前及び結果検討会への参加、監査報告書の閲覧等を通し、意見情報交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小幡 雅二	弁護士													
山口 隆央	公認会計士													
亀井 温裕	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小幡 雅二			小幡雅二氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、当該専門的見地と広い知識・経験を生かしたりーガルチェックの強化と経営監督機能を果たすことを期待し選任しております。
山口 隆央			山口隆央氏は、公認会計士、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当該専門的見地と広い知識・経験を生かし、経営監督機能を果たすことを期待し選任しております。
亀井 温裕		亀井温裕氏は、当社の取引銀行のひとつである(株)みずほ銀行の業務執行者として2006年3月まで勤務しておりましたが、退任されて14年以上経過していることから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	亀井温裕氏は、金融業界で長く勤務された経験があり、会社経営にも精通されており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、当該専門的見地と広い知識・経験を生かし、経営監督機能を果たすことを期待し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 6名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び当社子会社である杏林製菓(株)の取締役(社外取締役を除く。以下「グループ対象役員」といいます。)を対象に、当社グループの中長期的な業績の成長と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、2016年度から業績連動型の株式報酬制度を導入いたしました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、グループ対象役員に対して、当社及び本制度の対象となる当社子会社が定める役員株式給付規程に従い、役位及び業績達成度等に応じて、当社株式等が給付される株式報酬制度となります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2020年3月期の取締役に対する報酬の額は、取締役13名に対し、280百万円(うち社外取締役4名に対し30百万円)であります。取締役の使用人分給と相当額はありません。なお、報酬額と員数には、2019年6月21日付で退任した取締役2名が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等については、株主総会で決議された報酬等の額の限度内において、世間水準及び経営内容等を参考に、任意の「報酬・指名に関する委員会」にてモニタリングを受けた後、取締役会で決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

以下の実行を持ってサポートしております。

1. 取締役会及び監査役会における情報や意見交換
2. 電子メールでの日常発生する社内主要情報の伝達
3. 必要に応じ、業務担当役員等を監査役会に招き、業務執行状況に対する意見交換の実施

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
山下 正弘	相談役	社長・会長経験者としての助言 (経営非関与)	非常勤 報酬有	2018/6/22	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

当社は、取締役会の決議を持って相談役・顧問を選任しております。

当社における相談役・顧問の役割は、社長もしくは現経営陣の求めに応じて、これまでの経験や見識に基づく助言、あるいは個別に委託された特定の業務等を行うことであり、取締役会・経営会議等の決定機関には出席しません。

山下相談役の役割は、長期に亘る代表取締役社長・会長の経験者として、社長もしくは現経営陣の求めに応じて、経営上必要な事項について助言を行うことであり、経営判断には関与しません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 会社機関の内容

当社は経営の意思決定及び業務執行の監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員との役割を明確に区分するために執行役員制度を導入いたしております。取締役会は月1回の開催を原則とし、業務執行に関する重要事項の決定、取締役の職務の執行を監督する場として、十分な議論と時宜を得た意思決定を図っております。業務執行に関しましては社長及び取締役からなる経営会議を設置し、当社及びグループ会社の業務執行に関する重要事項を協議いたしております。さらに3名の社外取締役を選任し、その独立性及び豊富な経験、高度な専門性を活かして経営の透明性と監督機能の強化を図ってまいります。

また当社は監査役制度を採用しております。監査役会は常勤監査役2名、社外監査役3名の計5名で構成し、監査・監督機能の発揮による透明性の高い意思決定のできる仕組みを整備しております。なお、報酬決定にあたっては、上記のとおり任意の「報酬・指名に関する委員会」にてモニタリングを受けた後、取締役会で決定しています。

2. 内部統制システム及びリスク管理体制

当社は健全な企業活動を継続するため内部統制システム及びリスク管理体制の整備に取り組んでおります。内部統制の仕組みである社長直轄組織としての内部監査室を設置し、随時必要な内部監査を実施しております。

3. 監査体制について

(1) 内部監査の状況

内部監査につきましては通常の業務部門とは独立した社長直轄の監査室(6名)が年度ごとに作成する「監査計画」に基づき、当社及びグループ会社の経営活動における法令順守状況と内部統制の有効性・効率性について定期的に検討・評価しております。内部監査の過程で確認された問題点、改善点等は直接社長へ報告するとともに改善のための提言を行っております。

また、財務報告に係る内部統制の評価部署として、予め定めた評価範囲を対象にその統制の整備状況・運用状況の有効性を評価し、社長へ報告を行っております。

(2) 監査役監査の状況

各監査役は期初に監査役会が策定した監査方針及び監査計画に従い監査を行っております。また取締役会や経営会議など重要会議への出席、重要な決裁書類・資料の閲覧、各部・事業所・グループ会社の調査など多面的な監査を行っております。

(3) 監査役の機能強化に向けた取り組み状況

社外監査役3名については何れも経営陣や特定の利害関係者の利害に偏ることの無い中立的立場で企業法務、財務・会計等に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地と広い見識・経験をいかした監査機能の充実、強化が図られております。

役職員が法令・定款に違反する行為などを知った場合は、直ちに監査役に通報する体制をとっており、役職員との緊密な連携と監査に対する理解を深めることにより、監査役監査の効率化への環境整備に努めております。

監査役の業務補助のため監査役スタッフ1名を置いており、その人事は取締役と監査役が調整し独立性に配慮しております。

(4) 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、監査業務を執行した公認会計士等は次のとおりであります。

(公認会計士の氏名等)

指定有限責任社員 業務執行社員 白羽 龍三

指定有限責任社員 業務執行社員 春日 淳志

監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名、会計士試験合格者等12名、その他9名であります。

監査役会は監査室及び会計監査人と定期的かつ綿密な情報・意見交換を行うことにより、監査体制の充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

会社と利害関係のない社外取締役(3名)と社外監査役(3名)による広い知識と経験、専門的見地からの積極的な発言・意見を取締役会、監査役会等に反映することにより、経営の重要事項の決定及び業務執行の適法性、公明性、公平性が確保されると共に、一層の取締役と監査役との意思疎通の強化を図ることが可能と考えております。

社外取締役及び社外監査役の独立性についての考え方としては、以前より会社法上容認されている大株主企業、主要取引先の出身者等は真の独立性がある社外役員とみなしておりません。取締役の業務執行の適法性、公明性、公平性の確保のためには、経営陣や特定の利害関係者の利害に偏ることが無く、中立性が高く、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外役員が最も独立性が高いと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月開催の株主総会では、法定期日より2営業日早め、招集通知を送付いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2020年6月開催の株主総会では、集中日より5営業日早め、6月19日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2020年6月開催の株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2020年6月開催の株主総会より、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2020年6月開催の株主総会より、招集通知の英訳を提供しております。
その他	当社ホームページに招集通知を発送前に掲載し、総会終了後には当社に対する一層の理解を深めてもらうために当社役員との懇親を目的とした「株主懇親会」を実施しております。2020年6月の「株主懇親会」については、新型コロナウイルスの感染リスク低減のため中止いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、通期(5月予定)及び中間期(11月予定)決算時に、代表取締役社長が自ら決算の概況並びに経営課題への取組み状況を、アナリスト・機関投資家及びマスコミ関係者60~70名に対して説明いたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに株主・投資家情報を設置し、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等を掲示いたしております。なおURLはwww.kyorin.gr.co.jp/となっております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ経営企画統轄部IRグループをIR担当部署としております。グループ経営企画統轄部担当役員は常務取締役 阿久津賢二、IR担当責任者はグループ経営企画統轄部部長 谷藤功典です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業がESG(環境、社会、ガバナンス)の課題に適切に配慮・対応すること、また企業の対応を評価し、投資する株主の存在が環境問題や社会的な課題の解決・改善、さらに資本市場の健全な育成・発展に繋がり、持続可能な社会の形成に寄与することと認識しています。グループ傘下のキョーリン製薬グループ工場(株)において、能代工場及び井波工場では、ISO14001、OHSAS18001の認証を取得するとともに、グループ全体として、事業所の所在する地域とのコミュニケーション活動、支援活動等にも積極的に取り組み、職場の労働安全衛生の向上と環境面からの社会貢献に努めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムにつきましては以下の通り基本方針に沿って体制を構築しております。

基本方針:「キョーリンは、生命を慈しむ心を貫き、人々の健康に貢献する社会的使命を遂行します。」という企業理念の下、国の内外を問わず、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守し、高い倫理観を持って行動します。

(1)担当役員を委員長とし、社内監査室長も委員として参加する「コンプライアンス委員会」を設置しています。役職員には、「企業倫理・コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス研修等により徹底指導するとともに、社内違反行為については、企業倫理ホットラインを設置しています。また、財務報告の適正を確保するために社内規程を制定し、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性と信頼性を確保できる体制を構築しています。

(2)担当役員を委員長とし、グループ総務人事統轄部を統括部署とした「リスク管理委員会」を設置し、リスクの軽減・未然防止体制の構築及び運用を行います。コンプライアンス、環境、災害等に係るリスクについては「リスク管理規程」をはじめ、各種対応マニュアル等を整備し、速やかに対応する体制をとります。有事においては社長を本部長とした「有事対策本部」を設置し、危機管理にあたります。

(3)取締役の意思決定、その他職務の執行及び取締役に対する報告に関する情報については、「文書管理規程」、その他の社内規程に基づき適切に作成、保存、管理します。

(4)監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人は会計監査内容について監査役に説明し、情報交換を行うとともに、社内監査部門と連携して適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図ります。

(5)キョーリン製薬グループ各社に「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を置くとともに「グループコンプライアンス委員会」及び「グループリスク管理委員会」がグループ全体のコンプライアンス及びリスク管理の対応を統括・推進します。また、グループ全体の相談・通報体制を構築しています。

なお、関係会社の管理にあたっては「関係会社管理規程」を制定し、その経営面では自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的報告と重要案件についての事前協議を行う指導体制を構築しています。

社内監査部門は「内部監査規程」に基づき関係会社の監査を実施し、監査結果に応じて統括部署が指示、勧告または適切な指導を行っています。また、「財務報告に係る内部統制の評価及び報告に関する規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の評価と報告を行い、経営者が信頼性のある内部統制報告書を作成できる体制を構築しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は企業理念を踏まえ、企業倫理、コンプライアンスの遵守に向けて「キョーリン製薬グループ企業行動憲章」を制定し、その中で「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し毅然として対決する」ことを明文化しております。

当社は、反社会的勢力・団体との関係を排除するとともに断固として対決します。社内体制としては、担当役員を統括責任者とするグループコンプライアンス委員会を設置して企業倫理及びコンプライアンス体制を統括管理しています。コンプライアンス担当部署はグループコンプライアンス統轄部とし、関係各部と連携して社内教育等を通して企業倫理及びコンプライアンスの浸透・強化を図っております。

反社会的勢力による不当要求に備えた平素からの対応状況としては、反社会的勢力・団体との接触があった場合に備えて本社、全支店に「不当要求防止責任者」を設置しており、所管警察署、「特防」、顧問弁護士等と連絡を密にして反社会的勢力・団体に関する最新の動向・情報を収集すると同時に緊急時の指導・相談、援助の体制を構築しています。また、各社員の初期対応に備えるため「クレーム・トラブルの初期段階での対応(電話時・来社時)」マニュアルを作成し、適切に対処できる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 今後の検討課題

- (1) 取締役会・監査役会の機能強化、意思決定の一層の迅速化を図るとともに、コンプライアンス及び企業倫理を役職員に徹底し、法令違反行為等の不祥事を未然防止する体制を強化します。
- (2) 適宜、適切な情報開示と株主他の関係者へのバランスの取れた成果配分を行い、効率経営を推し進めながら社会貢献に努めていきます。

2. 適時開示体制の概要

当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

会社情報の適時開示に係る社内体制

当社グループは、会社情報の開示に対する基本姿勢として「情報開示に関する基本方針及び行動指針」を制定し、取締役会・経営会議で決定した事項や当社各部門及び当社グループ会社で把握した発生事実、決算に関連する情報等のうち、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則（以下「適時開示規則」）により適時開示の徹底が要請される重要な会社情報など投資判断を行ううえで必要な会社情報を迅速、正確かつ公平に開示するよう努めております。

(1) 基本方針及び行動指針

<基本方針>

「キョーリンは生命を慈しむ心を貫き、人々の健康に貢献する社会的使命を遂行します。」という企業理念の下、医療関係者をはじめ顧客、株主、投資家、従業員、取引先、地域社会等との適正なコミュニケーションを広く行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。

<行動指針>

株主・投資家への対応

・私たちは、企業収益に影響を及ぼす企業情報を適時・適切に開示します。

広報・宣伝活動に関して

・私たちは、社会が必要としている情報を適時・適切に開示します。

・私たちは、社会からの声に耳を傾け、社会との良好なコミュニケーションに努めます。

・私たちは、広告・宣伝活動において、当社グループや当社グループ会社の製品に加え、当社グループが属する医薬品業界や医薬品全般が正しく理解されるよう努めます。

秘密情報の取り扱い

・私たちは、当社グループが属する事業活動を通じて収集した秘密情報の重要性を認識し適切に管理します。

・私たちは、当社及び当社グループ、他社の秘密情報を不正に流用しません。

・私たちは、電子情報として保管されている秘密情報も適切に管理します。

(2) 会社に係る情報及び情報開示フロー

ア. 取締役会・経営会議等での決定事実に関する情報

重要事項につきましては、原則として毎月1回開催する定時取締役会及び毎月2回開催する経営会議において決定するほか、臨時取締役会を開催することにより迅速な意思決定を行っております。決定された重要事項につきまして、適時開示規則に従い、グループ経営企画統轄部担当の取締役が開示案を取りまとめ関連部署と調整、代表取締役社長に提案し承認後、迅速に情報開示するよう努めております。また、重要事実につきましては、情報取扱責任者であるグループ総務人事統轄部担当の取締役が内部情報の管理を行い内部者取引（インサイダー取引）の防止に努めております。

イ. 各部門で認識した発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部門から速やかに執行役員及び取締役に対して報告がなされます。その後の情報開示につきましては、適時開示規則に従い、当該内容の開示が必要か否かなどについてグループ経営企画統轄部担当の取締役が中心となって検討するとともに、開示が必要な場合はグループ経営企画統轄部担当の取締役が開示案を取りまとめ関連部署と調整、代表取締役社長に提案し承認を得た後、迅速に情報開示するよう努めております。

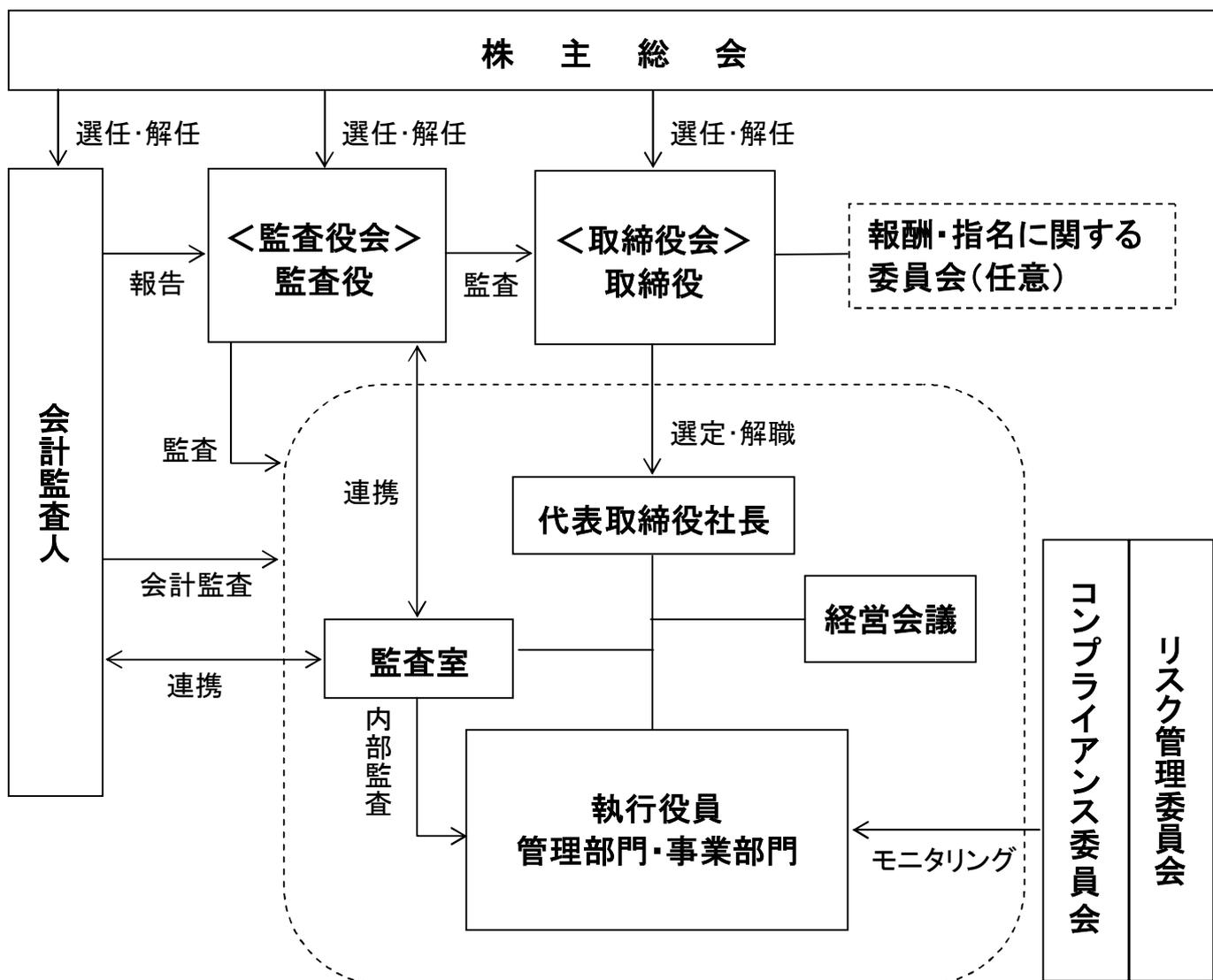
ウ. 決算に関連する情報

決算に関する情報開示の根拠となる財務諸表等は、グループ経理財務統轄部担当の取締役が決裁した後、代表取締役社長に提出し、取締役会の承認を得て確定いたします。情報開示につきましては、グループ経営企画統轄部担当の取締役が開示案を取りまとめ取締役会決議後の開示について、代表取締役社長の承認を得、取締役会の承認後速やかに情報開示するよう努めております。

3. その他

当社は、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構等の行う研修への参加をしております。

【参考資料1：適時開示体制の概要（会社に係る情報及び情報開示フロー）】



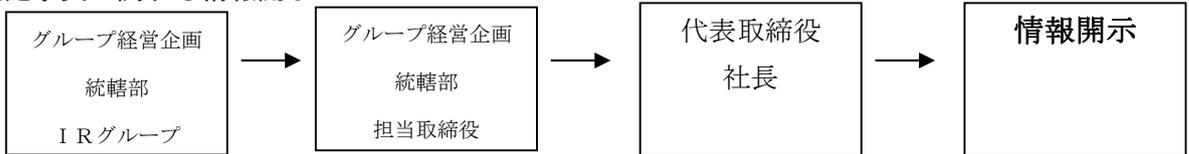
適時開示体制の概要（会社に係る情報及び情報開示フロー）

① 取締役会・経営会議等での決定事実に関する情報

意思決定のフロー

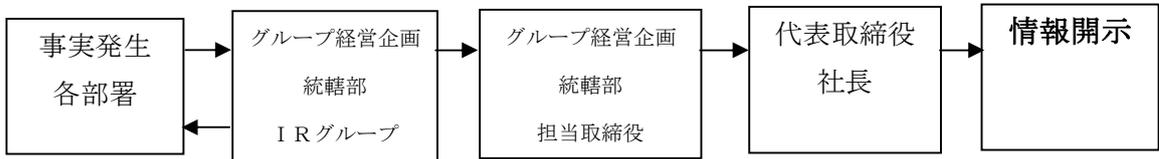


決定事実に関する情報開示フロー



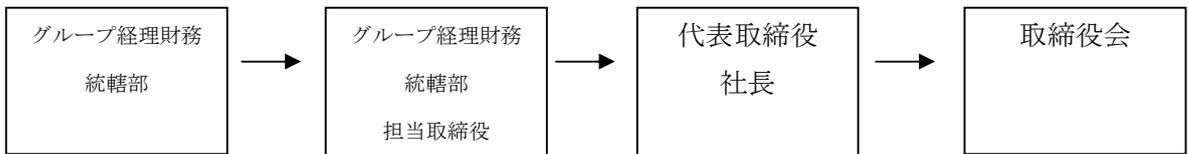
② 各部門で認識した発生事実に関する情報

発生事実に関する情報開示フロー



③ 決算に関連する情報

決算財務諸表等の承認フロー



決算の情報開示フロー

